

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 9 9	6 指導関係補助金 (1) 負担金支出の必要性の見直しについて 負担金支出の必要性の見直しを検討すべきである。	倉敷市が教職員が本来支払うべき会費を負担して、教職員の岡山県の教育研究会への入会を促す必要性があるのか、負担金支出の必要性の見直しを検討すべきである。また、会則によれば、会員は教職員であり、会費は会員である教職員が本来負担すべきものであるから、倉敷市が会費を負担することは、実質的に教職員の給与所得となる可能性があるともいうべきであり、この点からしても倉敷市が根拠なく、会費を負担金として支出することには疑問がある。よって、倉敷市が教育研究会に対する負担金の支出を維持するのであれば、会則の改正の必要性を含め、支出の根拠についても十分検討する必要がある。	指導課	本市の全教職員が、任意団体である「岡山県教育研究会」に自主的に加入し、広く情報を共有し、研究研修を行うことは、本市の学校教育向上にとって有効であると考え負担金支出を行ってきたところ。しかしながら、意義は認めながらも、指摘のように、支出根拠についての説明は難しいと考えます。各校種の教育研究会事務局と、会則を互いに確認・協議し、平成25年度より「岡山県教育研究会」への個人会費の倉敷市負担を停止しました。	措置済
P 1 0 1	6 指導関係補助金 (2) 補助金支出の必要性の見直しについて 補助金支出の必要性の見直しを検討すべきである。	倉敷市の教育研究会は、教員が教育研究を行っている団体であるが、たしかに、教員による教育研究は教員の教育力を向上させ、ひいては倉敷市における学校教育の向上につながることから、当該研究団体に公益性があるといえる。しかし、教員が知識・教育力の向上を図るため研究を行うことは、教員という職業について本来は各個人がそれぞれ自主的に行うものであり、それに倉敷市の補助金を交付する必要性があるといえるのかは疑問である。また、教員の研修については、倉敷市教育委員会の行う教員研修もあり、それとの役割分担の観点も必要である。さらに、岡山県の教育研究会と目的や事業内容の重複があると思われる部分もある。よって、教育研究会への補助金交付の必要性について、再度検討を行うべきである。	指導課	教育研究会補助金について、平成25年度が補助金の見直しの年度にあたり、この指摘事項を含め、市教委として、その必要性を検討しました。倉敷市の各教育研究会は、倉敷市の学校現場のニーズや喫緊の課題に対して、会員全員で自主的・組織的に研究に取り組み、その成果を倉敷市内の教職員が共有、指導に活かすもので、この研究活動及びその研究に有効な研修活動に対して助成しているところ。この研究の中で行われる研修は、行政が行う法定研修、委員会が事業のために行う研修、教職員自ら行う日頃の研鑽とは異なると考えます。教育研究会の行うこの研究は、倉敷市の学校教育向上に寄与していると確認していますが、補助金見直しの中で、より補助金の効果的な活用努力を求め、補助額の見直しを検討しているところ。今後とも、事業実施の方法、成果の活用等について、引き続き、協議・検討してまいります。県教育研究会との目的、事業の重複はないかという点につきましては、設置規則によると、目的は学校教育の振興という点で同じですが、その対象が、それぞれ、岡山県、倉敷市となり、実施事業については区別されていると、市各教育研究会に確認しています。お互いの研究を補完しながら、広く成果を活用しており、学校教育の向上に寄与していると考えます。	措置済
P 1 7 0	10 美術館 (4) 商品について 販売可能性がある余剰書籍については適切な在庫管理を行うか、展示期間終了後は在庫を持たない運用とすることが必要である。	展示会終了後の余剰書籍については在庫管理が行われていないため、書籍を販売して受領した代金を市へ入金しなかったり、受領すべき対価を受けとらずに書籍を引き渡したとしてもそれらを発見することが困難な状況にある。販売可能性がある余剰書籍については受払を適切に記録するとともに、定期的に棚卸を行うべきである。もし在庫管理を行わないのであれば、展示期間終了後適切な決裁を受けた上で速やかに寄付を行うことなどにより在庫を一切持たない運用とすることが必要である。	美術館	平成25年3月末に余剰書籍の一覧表を作成して、販売があった日に冊数と日付を入力して現金出納簿とも照合できるようにするとともに棚卸を行い、実際の在庫数との確認をしました。今後は、年度末ごとに棚卸をして適切に在庫管理を行ってまいります。	措置済
P 1 7 9	11 少年自然の家 (2) 使用申請手続について 当施設の使用許可の処理については、「審査基準・標準処理期間」に従って運用されるよう改善がなされるべきである。	「倉敷市少年自然の家使用許可(変更)申請書」等を精査すれば、使用許可が即日に処理されず、申請日の翌日以降になっているものが多くみられた。なかには、申請日から使用許可の処理がなされるまでに、2か月以上も経過しているものも存在した。以上の点は、「審査基準・標準処理期間」に抵触するばかりか、事務処理上の停滞等を招き、その弊害も大きいと考えられることから、同基準に従って運用されるよう、すみやかに改善がなされるべきである。	少年自然の家	収容人数等を勘案して受入可能と判断した団体からの使用許可申請書を受理した場合には、平成10年4月1日設定の審査基準及び標準処理期間に基づき、休日の場合を除き、即日許可決定するよう改善しました。	措置済
P 1 8 0	11 少年自然の家 (3) 使用許可の取消手続について 使用許可を取り消す際には、使用者から使用許可書とともに「使用取消届」を提出してもらふべきである。	口頭によってのみ使用許可の取消処理がなされており、使用者から使用取消届を提出することまでは要求していない。使用許可やその取消の事実関係を書面にすみやかに保存しておくことで、その事実関係を明確に把握することができる上、後日にトラブルとなることを防止することも可能である。したがって、施設内に使用取消届を準備しておくとともに、使用許可のキャンセルがなされた際には、使用者から使用許可書とともに「使用取消届」を提出してもらふべきである。	少年自然の家	平成25年度から「倉敷市少年自然の家使用取消届」の様式を作成し、使用許可後にその使用を取りやめる団体に対しては、使用取消届に使用許可書を添えて提出するよう求めることとしました。	措置済